



2023年2月14日

各位

会社名 株式会社 ハマイ  
代表者名 代表取締役社長 河西 聡  
(コード 6497)  
問合せ先責任者 常務取締役管理本部長 吉村 真介  
電話 (03-3492-6711)

取締役の報酬額改定、役員退職慰労金制度の廃止  
及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年2月14日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する報酬額の改定、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、これらに関する議案を2023年3月28日開催予定の当社第91回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役に対する報酬額の改定について

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額の改定

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年3月29日開催の第89回定時株主総会において、年額15,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、今般、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に対して業績に対するより一層のインセンティブを与える制度とし、また、経済情勢及び経営環境の変化に伴う取締役の責務の増大等諸般の事情を考慮致しまして、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額22,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。（注））と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

注：ただし、本株主総会終結の時をもって、当社の取締役は当社の使用人を兼務しないものとし、取締役に対しては、使用人分給与及び賞与の支給は廃止し、取締役としての報酬等のみを支払うこととしております。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬額の改定

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2021年3月29日開催の第89回定時株主総会において、年額2,500万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、今般、役員報酬制度の見直しの一環として、監査等委員である取締役の責務の増大等諸般の事情を考慮いたしまして、当社の監査等委員である取締役の報酬額を年額3,000万円以内と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止いたします。当該制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）につきましては、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社における所定の基準に従い打

ち切り支給することとし、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、各取締役の退任時に支給いたします。なお、当社は、従来から、将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労金引当金として計上しておりますので、業績への影響はありません。

### 3. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

#### (1) 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを付与するため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する報酬制度として導入するものです。

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、その導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本株主総会では、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の改定後の取締役の報酬等の額とは別枠にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### (2) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額2,000万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年25,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とする。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分にかかる各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、当社の取締役会において決定する。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定する。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）の発行又は処分及び上記金銭報酬債権の支給は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び当社との間において、以下に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結していることを条件とする。なお、本割当株式は、下記の譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がSMBC日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### ① 譲渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式の割当てを受けた日より当社の取締役を退任した直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

## ②退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで（以下、「役務提供期間」という。）に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## ② 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、i) 当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合、又は、ii) 当該対象取締役が役務提供期間満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## ④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## ⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上